

公益社団法人八王子観光コンベンション協会
MICE 開催事前視察助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市内で国際会議・国内会議・学会・報奨旅行・研修旅行・展示会・見本市・各種イベント等（以下「MICE」という。）の開催を検討する企業・団体等に対し、視察に要する経費の一部を補助することにより、市内へのMICE誘致を促進し、交流人口の増加及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 公益社団法人八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内において、MICE開催事前視察助成金（以下「助成金」という。）を交付し、交付手続等については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

(1) MICE

企業等主催の会議やセミナー（Meeting）、企業等の行う報奨・研修・招待旅行（IncentiveTravel）、学会や各種団体等が行う会議や総会（Convention）、展示会・見本市・イベント（Exhibition/Event）等、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントのことをいう。

(2) 事前視察

市内でMICE開催を選定するためにMICEを主催する組織・団体（以下「主催者」という。）が事前に実施する視察のことをいう。

(交付対象)

第3条 市内でのMICE開催を選定するためのもので、下記の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 開催が決定した場合、別に定める MICE 開催助成金要綱第3条、又は展示会等開催助成金要綱第3条において助成対象事業となる見込みのもの
- (2) 原則協会職員の立ち会いのもとに行われるもの
- (3) 市内での開催が定例でないもの
- (4) 開催地として決定済みでないもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは助成金の交付対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 政治的又は宗教的な目的を持つもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 暴力団等に関係があるもの

- (5) その他、会長が適切でないと認めるもの

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることが出来るものは、開催地決定の権限を有する主催者とする。ただし、国際会議や国際大会等において主催者が海外団体等の場合は、国内受入れ組織（国内主催者）を主催者として認める。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、以下のとおりとする。

- (1) 市内までの往復交通費（借り上げ車両費含む）
- (2) 市内での視察に要する移動費（借り上げ車両費含む）
- (3) 市内での宿泊費（朝食のみ含む、一泊まで、市内在住者除く）
- (4) 市内でのガイド料及び入場料等
- (5) その他会長が特に必要と認める経費

2 他団体からの助成金等がある場合、その対象となる経費は助成対象経費の対象外とする。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の額は、一人当たり5万円を上限とした実費の額で最大2名までとし、予算の範囲内で協会が決定する。なお、助成金の交付は一案件につき1回までとする。

(交付申請)

第7条 主催者は、MICE開催事前視察助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、助成対象事業の実施予定日の原則1か月前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 視察行程表（任意書式）
- (2) 経費見積書（任意書式）
- (3) 本助成金利用経費の費用が確認できるもの
- (4) 団体概要及び名簿
- (5) 開催予定のMICE概要がわかるもの
- (6) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 会長は、前条に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な調査等を行い、交付する額を決定する。

2 前項の規定による審査等の結果、適当と認めるときは、速やかに MICE 開催事

前視察助成金交付決定通知書（様式第2号）により主催者に通知する。

- 3 会長は、前条の申請について助成金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を主催者に通知する。

（内容変更等の承認）

- 第9条 主催者は、助成対象事業の計画を変更しようとするとき、又は助成対象事業を中止し、若しくは助成対象事業遂行の見込みがないときは、遅滞なく MICE 開催事前視察助成金変更申請書（様式第3号）を提出し、会長から MICE 開催事前視察助成金変更決定通知書（様式第4号）を受けなければならない。
ただし、軽微な変更に係るものについてはこの限りでない。

（助成事業終了報告）

- 第10条 主催者は、MICE 開催事前視察助成金事業報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、助成対象事業が終了した日の翌日から起算して1か月を経過する日又は助成対象事業の属する年度の末日いずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 視察行程表
- (2) 経費報告書
- (3) 本助成金利用経費の支払いが証明できる書類の写し
- (4) 事業報告書
- (5) その他会長が必要と認める書類

（助成金額の確定及び交付）

- 第11条 会長は、前条の報告を審査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき助成金の額を確定し、MICE 開催事前視察助成金確定通知書（様式第6号）により主催者に通知し、助成金を交付する。

（助成金の交付）

- 第12条 主催者は、前条の規定により通知を受けたとき、速やかに MICE 開催事前視察助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付の取消）

- 第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の申請に係る用途以外に使用したとき
- (3) 会長の指示に従わなかったとき

2 前項の規定により助成金の交付の全部又は一部を取り消した場合は、MICE 開催事前視察助成金交付取消決定通知書（様式第 8 号）により主催者に通知する。

（助成金の返還）

第 14 条 会長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（事業結果報告）

第 15 条 主催者は、事前視察対象の MICE の開催地が最終決定したとき、1 か月以内に事前視察結果最終報告書（様式第 9 号）を会長に提出しなければならない。

（検査）

第 16 条 主催者は、会長が職員をして助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。